

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人九州工業大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果等を勘案し、役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

九州工業大学は、本学の理念である「技術に堪能なる士君子の養成」に基づき、教育研究の質のさらなる高度化を図り、国内外の多様な分野において指導的役割を果たす人材を育成することを使命としており、アクティブ・ラーニングやグローバル化対応教育等による教育改革、重点研究センター設置による世界最先端の技術と学術の開拓、理数教育支援や大学ベンチャーの創出と支援等による地域・産学官連携、マレーシアに教育研究拠点の設置等による国際化、教職員の選択的年俸制度の導入等による組織改革を学長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、九州工業大学の学長は、職員約870名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬2,618万円と比較した場合、概ねそれ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

九州工業大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものである。

また、他の工業系単科大学の長の報酬水準と同水準となっている。

こうした職務内容の特性や民間企業の役員、他の工業系単科大学の長との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	特に改正は行っていない。
理事	特に改正は行っていない。
理事(非常勤)	特に改正は行っていない。
監事	該当者なし
監事(非常勤)	特に改正は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	15,191	9,874	3,796	296(地域手当) 1224(特別管理職手当)			
A理事	11,061	7,795	2,847	233(地域手当) 184(通勤手当)			
B理事	10,955	7,795	2,847	233(地域手当) 78(通勤手当)		3月31日	※
C理事	11,803	7,795	3,132	233(地域手当) 640(通勤手当)			
D理事	12,384	7,795	3,151	740(地域手当) 696(単身赴任手当)			※※
A監事 (非常勤)	1,110	1,110		()			
B監事 (非常勤)	1,170	1,170		()			※

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前々職以前の経歴も含む。役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	3,821	4	0	3月31日		本法人役員退職手当規定第2条第2項では、役員の業績に応じ退職手当を増減できることとしているが、増減無しとした。	※
監事						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標に定める専門性を重視した適正な人事を行うとともに、効率的、機動的な人事システムの構築を図り、計画的に人件費の削減を行う。
また、職員数については、抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与水準及び他の国立大学法人の給与水準を考慮し、公的部門として社会一般の情勢に適合したものとなるよう決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果を踏まえた勤務成績を考慮し、昇格・昇給号俸数の査定を行うとともに勤奨手当の成績率を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤奨手当 (査定分)	勤務成績に応じて成績率を決定する。
本給月額	勤務成績に応じて昇給号俸数を決定する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- (1) 年俸制教育職員及び専門職教員の給与規程を新設
- (2) 海外拠点勤務者に係る給与規程を新設
- (3) 31歳以上39歳未満の職員の昇給号俸の回復
- (4) 55歳を超える職員の昇給について、その者の勤務成績が極めて又は特に良好である場合に限り行い、標準の勤務成績では昇給停止とする改正
- (5) 新たな早期退職制度を導入
対象者: 勤続期間20年以上かつ定年から15年を減じた年齢以上
割増率: 定年年齢と退職年齢の差に相当する年数1年につき、退職日本給月額に3%を乗じる(差が1年の職員は2%)
- (6) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
(職員について)
 - ・実施期間: 平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・本給表関係の措置の内容: 本給月額(職務の級に応じて、▲4.77～9.77%)
 - ・諸手当関係の措置の内容: 地域手当・広域異動手当・超勤単価(職務の級に応じて、▲4.77～9.77%)、期末手当・勤奨手当(▲9.77%)、管理職手当(▲10%)(役員について)
 - ・実施期間: 平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・本給表関係の措置の内容: 本給月額(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 497	歳 46.7	千円 6,951	千円 5,207	千円 117	千円 1,744
事務・技術	人 172	歳 44.2	千円 5,218	千円 3,967	千円 99	千円 1,251
教育職種 (大学教員)	人 324	歳 48.0	千円 7,879	千円 5,872	千円 126	千円 2,007
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
その他医療職種(看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 3	歳 44.2	千円 6,892	千円 5,236	千円 0	千円 1,656

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 任期付職員、再任用職員、非常勤職員については該当者がいないため、表を省略する。

注3: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

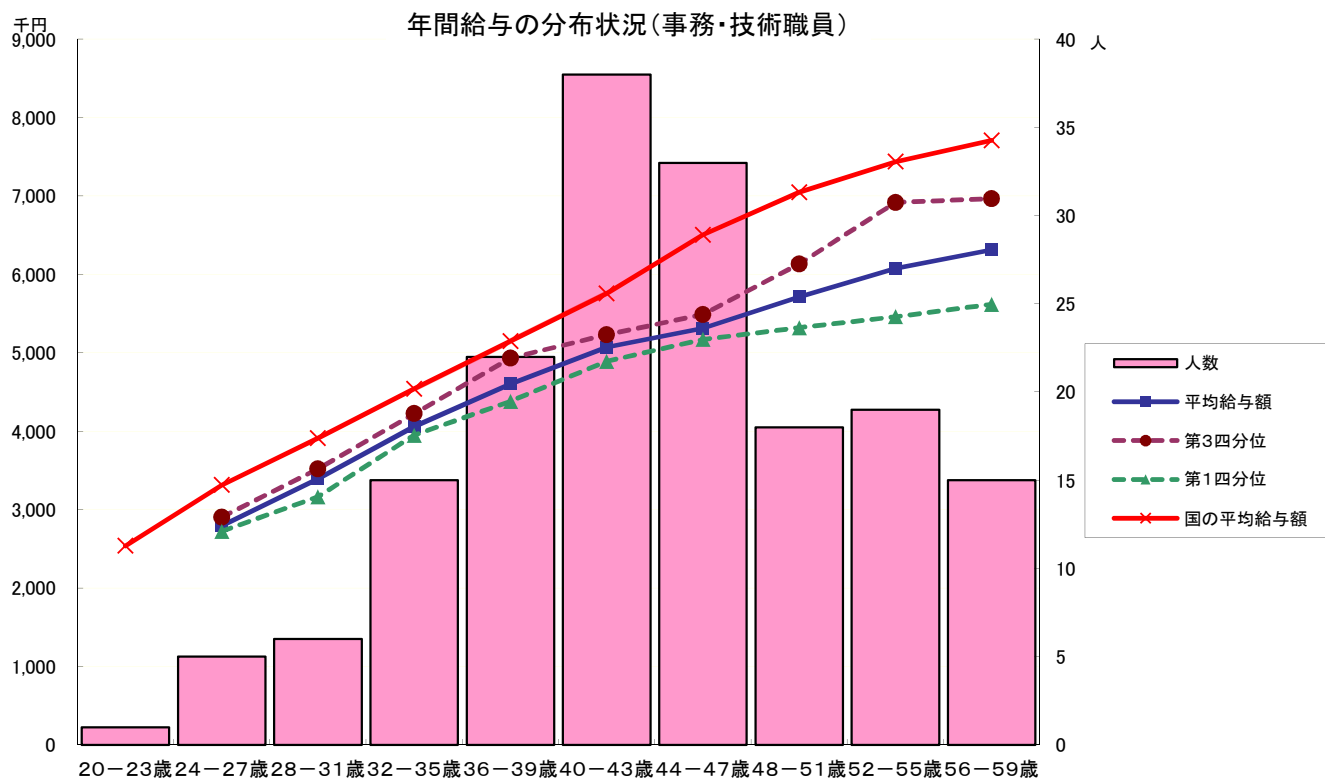
【年俸制適用者】

教育職種 (年俸制教育職員)	人 3	歳 41.5	千円 6,545	千円 6,545	千円 11	千円 0
教育職種(専門職教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 48	歳 41.4	千円 4,227	千円 4,227	千円 95	千円 0
事務・技術	人 24	歳 39.3	千円 3,145	千円 3,145	千円 115	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 24	歳 43.5	千円 5,309	千円 5,309	千円 75	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 教育職種(専門職教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

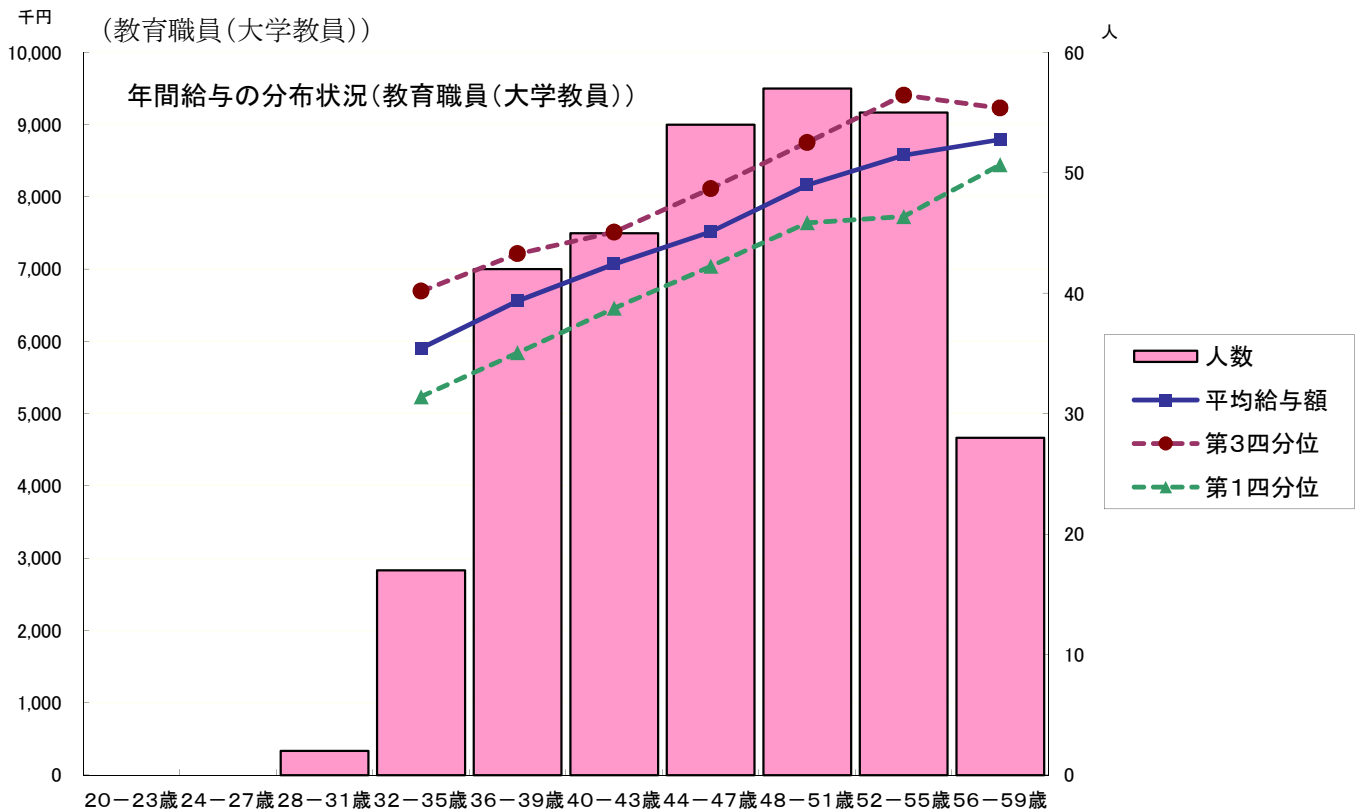
注3:年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	1	-	-	-	-	-	-
課長	13	54.2	6,919	7,121	7,393		
課長補佐	12	53.0	5,731	5,934	6,134		
係長	105	45.5	4,979	5,216	5,465		
主任	17	37.4	3,999	4,303	4,600		
係員	24	33.2	2,906	3,635	4,225		

注1:部長の該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。



注1: 年齢28～31歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2: 年齢28～31歳の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	132	54.0	8,444	9,392	8,986	8,444	9,392
准教授	137	44.8	7,040	7,725	7,335	7,040	7,725
講師	4	41.8	—	—	6,509	—	—
助教	51	41.8	5,433	6,125	5,782	5,433	6,125

注: 講師の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	課長補佐	課長	課長	部長
人員 (割合)	172人	8人 4.7%	19人 11.0%	115人 66.9%	16人 9.3%	8人 4.7%	5人 2.9%	1人 0.6%
年齢(最高～最低)		51～22歳	46～28歳	58～34歳	59～45歳	58～42歳	57～54歳	
所定内給与年額(最高～最低)		3,688千円 ～ 1,926千円	3,582千円 ～ 2,404千円	4,534千円 ～ 2,864千円	4,872千円 ～ 4,111千円	6,686千円 ～ 4,409千円	5,957千円 ～ 5,367千円	
年間給与額(最高～最低)		4,821千円 ～ 2,526千円	4,649千円 ～ 3,166千円	6,005千円 ～ 3,807千円	6,369千円 ～ 5,452千円	8,385千円 ～ 5,971千円	7,743千円 ～ 7,143千円	

注：7級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位			助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	324人		51人 15.7%	4人 1.2%	137人 42.3%	132人 40.7%
年齢(最高～最低)		～歳	59～29歳	47～37歳	62～33歳	62～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	5,056千円 ～ 3,718千円	5,478千円 ～ 4,184千円	6,271千円 ～ 4,317千円	8,383千円 ～ 5,556千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,546千円 ～ 4,956千円	7,260千円 ～ 5,515千円	8,385千円 ～ 5,774千円	11,545千円 ～ 7,633千円

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	66.0%	64.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	34.0%	35.3%
	最高～最低	48.4～32.7%	41.3～30.2%	44.8～31.4%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2%	67.0%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8%	33.0%	34.4%
	最高～最低	42.8～30.6%	36.3～29.7%	38.1～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.5	65.3	64.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.5	34.7	36.0
	最高～最低	48.1～33.3	45.0～30.7	46.3～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2	67.1	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8	32.9	34.3
	最高～最低	40.0～32.5	36.3～30.0	38.1～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

84.5
94.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	84.5
	参考	地域勘案 91.6 学歴勘案 84.7 地域・学歴勘案 91.6
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 50.76% (国からの財政支出額 5,191百万円, 支出予算の総額 10,225万円:平成25年度予算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員指数は、84.5であり、その他の地域勘案指数、学歴勘案指数及び地域・学歴勘案指数においても国の給与水準は超えておらず、適切な給与水準を保っている。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。</p>	
講ずる措置	今後も国の給与水準を十分に考慮して、適切な給与水準が保たれるように取り組む。	

教員職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指数 96.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時	
	(平成25年度)	(平成24年度)	千円	(%)	(平成22年度)からの増	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,060,353	4,020,236	40,117	1.0	△ 353,165	△ 8.0
退職手当支給額 (B)	326,391	454,633	△ 128,241	△ 28.2	△ 234,192	△ 41.8
非常勤役員等給与 (C)	1,012,966	924,384	88,582	9.6	87,354	9.4
福利厚生費 (D)	655,277	608,877	46,400	7.6	46,378	7.6
最広義人件費 (A+B+C+D)	6,054,990	6,008,132	46,858	0.8	△ 454,536	△ 7.0

注1:なお、「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員にかかる退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」について

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置を年度を通じて講じたが、大学院改組のための重点分野の機能強化等により常勤職員数が昨年度に比べ増加したため、1.0%の増加となった。

「最広義人件費」について

定年退職による退職手当支給人員の減少に伴い支給額が減少(28.2%減)したが、報酬等支給額及び非常勤役員等給与は職員数の増加により昨年度に比べ増加したため、全体として対前年度比は0.8%の増加となった。

②「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、規程改正を実施した。

役員に関する講じた措置の概要:従前の額に「104分の87」(平成25年9月30日までは「104分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「104分の92」)を乗じて得た額とした。

・職員に関する講じた措置の概要:調整率「100分の104」を「100分の87」(平成25年9月30日までは「100分の98」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「100分の92」)、最高限度額の支給率「59.28」を「49.59」(平成25年9月30日までは「55.86」、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは「52.44」)とした。

IV 法人が必要と認める事項

特になし